

平成29年第5回 飯塚市議会会議録第5号

平成29年12月18日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 12月18日（月曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 69号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 3 議案第 71号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 4 議案第 72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 5 議案第 73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第 74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第 75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第 76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第 77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
（ 協働環境委員会 ）
- 10 議案第 78号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
（ 福祉文教委員会 ）
- 11 議案第 79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第 80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第 81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第 82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第 83号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 16 議案第 84号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例
（ 総務委員会 ）
- 17 議案第 85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (経済・体育施設に関する調査特別委員会)
- 18 議案第 86号 飯塚市職員の配偶者同行休業に関する条例
(総務委員会)
- 19 議案第 87号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 20 議案第 88号 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 21 議案第 89号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 22 議案第 90号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 23 議案第 91号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例
(協働環境委員会)
- 24 議案第 92号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 25 議案第 93号 飯塚市学校給食センター条例を廃止する条例
(福祉文教委員会)
- 26 議案第 94号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 27 議案第 95号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 28 議案第 96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 29 議案第 97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 30 議案第 98号 財産の譲渡 (幸袋池田集会所)
(協働環境委員会)
- 31 議案第 99号 財産の無償貸付け (ふれあい広場)
(協働環境委員会)
- 32 議案第 100号 財産の無償貸付け (療育関連通所施設敷)
(福祉文教委員会)
- 33 議案第 101号 土地の処分 (飯塚野球場跡地)
(総務委員会)
- 34 議案第 102号 土地の処分 (颯田病院敷)
(協働環境委員会)
- 35 議案第 103号 市道路線の廃止
(経済建設委員会)
- 36 議案第 104号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 37 議案第 105号 専決処分の承認 (平成29年度飯塚市一般会計補正予算 (第3号))
(総務委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算 (第5号)

- (総務委員会)
- 2 議案第107号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 3 議案第108号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)
(総務委員会)
- 4 議案第109号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 5 議案第110号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 6 議案第111号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 7 議案第112号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 8 議案第113号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 9 議案第114号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 10 議案第115号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 11 議案第116号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 12 議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 13 議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(藤浦誠一)

これより本会議を開きます。12月15日に引き続き一般質問を行います。20番 上野伸五議員に発言を許します。20番 上野伸五議員。

○20番(上野伸五)

まず質疑に入ります前に、先日急逝され、また本日、答弁の予定者でもありました古川恵二福祉部長に改めて敬意を表するとともに、心よりご冥福をお祈りさせていただきます。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。最初に、人権と障がい者に寄り添う条例の制定についてです。

平成28年、国においては、4月に障害者差別解消法、12月には部落差別解消推進法が施行され、昨年は人権に関する法律が注目を浴びる年となりました。この2つの人権関連法に共通する自治体の役割には大きく3つの柱があると思います。行政の窓口対応、市民への啓発、そして紛争に関する第三者委員会の設置です。

飯塚市においては、この間、部落差別解消推進法に関しては、関係条例の制定あるいは改正について積極的な論議が進み、その早期実現に向けて準備が整いつつあるように感じておりま

す。この法律については、私の所属する委員会の所管でありますので、質疑は差し控え、早期施行に向けて引き続き努力をしていただきますように、関係部署に強く要望をさせていただきとどめておきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、一方の障害者差別解消法についてですが、内閣府が9月30日付で公表した「障害者に関する世論調査」によると、障がいを理由とした差別や偏見があると思う人は、いまだ83.9%にも上っています。障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを禁止したこの法律施行以降、本市では窓口対応や市民啓発について、どのような取り組みが行われてきたのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

福祉部長にかわりまして、ご答弁申し上げます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は平成28年4月から施行されまして、本市では、同法の定めによりまして、あらかじめ職員対応要領を策定しまして、市役所職員に対する説明、研修はもとより、出先の窓口業務や指定管理者制度を導入している公共施設においても、市民の皆さんに不利益が生じないように、行政関係団体を初め、指定管理施設等の管理者、従事者への説明会、研修等を行い、障がい者に対する正しい理解の促進と適切な対応の推進を図るため、市役所内部での横断的な取り組みを進めてまいりました。

また、市民啓発についても、毎年開催イベントであります福祉のつどいを初め、各種行事や人権講座などを通じて、障害者差別解消法の趣旨を説明し、あわせて障がい者への正しい理解の促進を進めているところです。市民や事業者の皆さんに対する普及啓発につきましても、取り組みを実施しておりますが、今後一層の推進を図りたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

市民啓発につきましては、スペシャルサポートガイドブック、立派な冊子を作成していただいておりますが、まだまだ浸透していないというふうに感じております。機会あるごとにだけでなく、啓発の機会を行政みずからがつくるなどして、事業者や市民の皆さんに、法律の趣旨をより一層、理解していただけるように取り組んでいただきたいと思います。この点いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

議員ご指摘のとおり、あらゆる機会を捉えて、この啓発、推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

よろしくお願いたします。先ほどご答弁にあった本市の職員対応要領についてはどのような内容となっておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

本市の職員対応要領は、趣旨や定義を初め、全七条で構成された要領でありまして、障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、具体例を示しながら、

職員及び市は、障がい者の権利、利益を侵害してはならないと規定しております。そのほか、管理職職員の責務や相談体制の整備、職員の研修や啓発についても規定しているところです。なお、この策定に当たりましては、国や福岡県の職員対応要領との整合も図っておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

職員対応要領について具体的な例示を行いながら、規定をされたということですが、実際には、障がいの種類や状態は多様で、その程度もさまざまであります。要領のみで理解や対応が進むと思われておられるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

職員研修の折には、今申しあげました対応要領マニュアル等も持参して職員等の研修を行っておりますが、実際に窓口業務あたりも含めまして、各課のOJT、そして職員研修、人事研修等も含めて、取り組みを進めているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今後、これからも取り組みを進めていただくに当たっては、市役所内部での積極的な体制整備が必要となると思いますが、具体的にはどのような対処を行ってまいりますのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

職員対応要領につきましては、監督者の責務について明示をいたしておきまして、原則、課長補佐職以上の職員を監督者として、職員の注意を喚起し、差別の解消に関する認識を深めさせること。相談や苦情の申し出があった場合には、迅速に状況を確認すること。合理的配慮の必要性が確認された場合は、適切かつ適正に実行するように職員を指導することなどを対処方法といたしております。また、相談体制の整備につきましては、相談窓口を社会・障がい者福祉課とすることなどを明記しています。加えて、研修及び啓発では市職員の研修、啓発を行うものとしており、研修担当の人事課などもよく協議して、障がいのある人もない人も等しく享受できる市民サービスに努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今ご答弁の中にありました、相談体制の整備についてですが、紛争の予防や対策に対する第三者委員会の設置についてはどのようになっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

現在、この要領を策定した後に、飯塚市では市長の附属機関でございます障がい者施策推進協議会というものがございます。従前よりこの附属機関がございましたけれども、この中で、そういった相談あるいは苦情があったときの内容について諮問するというような機能を設けておるところでございます。したがって、飯塚市では、障がい者施策推進協議会の中にそういった機能を設けておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その審議会は、いわゆる第三者機関というふうに認識をしておいてよろしいのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは地方自治体に対して、この法律は合理的な配慮が義務づけられておりますが、法施行後、これまでハード面の整備はどのようになされてこられたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

この法律及び飯塚市が策定しております要領もそうですけれども、そもそもこの法律の中では、社会的障壁というのは事情によりさまざまございまして、これを合理的配慮をもって対応しなさいというものになっております。当然、施設の改修等ハード面において、施設の改修ができるということは当然でございますけれども、どうしても経済的な理由とか、その他の理由でできない場合は、これに合理的な配慮を職員が行うというふうな内容になっておりますので、このように進めていっておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今の答弁では、法が施行される前と後の合理的な配慮については、飯塚市としては財政的な問題があるので、ハード面の整備はできないというふうなご答弁ですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

そういうことではございませんが、この法律の趣旨が、社会的障壁に対する合理的な配慮を求めているというふうなことでございますので、当然、改修できるのもの、それから改修の予定があるものについては、随時、整備を進めていくというふうな形になるかと思えます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

当然、合理的な配慮というのは、法の施行前と施行後で、ハード面の整備は義務の一つだと私は認識しておるんですよ。公共施設に関しては福祉部の所管のことだけではないので、市長部局も含めて計画的に整備を進めていかなければならないものだと思いますが、そのような整備の計画はどのようになっていますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

昨年、平成28年1月に、第2次の公共施設のあり方に関する基本方針、いわゆる公共施設等総合管理計画を策定いたしております。この中で、公共施設等を更新するに当たっては、利

利用者にとっての利便性、環境への負荷低減等の社会的要請を考慮しながら、ユニバーサルデザインの導入、省エネルギー対応等について推進しますと書いております。こういうことから、これまでも更新あるいは改修、それから市の新しくつくった分もありますが、これについては配慮をこういう形で進めてまいりましたが、今後も改修とかそういうことに当たっては、こう書いてあるユニバーサルデザイン、そういうものについて進めていきたいというふうに考えておりますが、今所管課長が言うておりますように、今全て同時にすぐできるかどうかというのがありますので、できる限り進めていきたいというふうには思っています。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

数多い公共施設ですので、それぞれの改修を待つのではなくて、積極的なユニバーサルデザインの計画も立てていただきますように、これは要望しておきますのでお願いします。

現在、全国の自治体には、この障害者差別解消法に基づいて条例制定の動きがあると聞き及んでおりますが、どのような目的で制定されておられるのか把握しておりますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

条例制定の動きは、全国的にまだ少数でございますけれども、都道府県や市の条例などとして承知をいたしております。その内容、目的は、障害者差別解消法の実効性の確保にあるというふうに承知しておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

県内では近く北九州市においても障害者差別解消条例が制定されるとの報道がなされておりましたが、本市においても法律の実効性を確保する観点から、関係条例を整備する意思はございませんか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、合理的配慮の提供を初め、障害者差別解消法で求められる取り組みやその考え方が幅広く社会に浸透することが重要になってまいります。そのためには、県内の市町村においても共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくことは重要な課題であると認識はしておりますが、この10月に県条例が施行されたばかりで、現在その進捗を見守っているというのが実際のところですが、今後は国の法律に基づきまして、県条例に重ねて、本市においても条例制定の必要性や目的の明確化などをよく見極め、積極的に研究してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

積極的に研究をされるというご答弁でしたが、積極的に条例制定に向けて検討をしていただけないか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

各関係団体の方々とも、今後緊密に十分な協議を行っていただきながら、障がいのあるなしにかかわらず、市民全員が人権を尊重し合える条例の制定を、1年くらいかかるのかもしれませんが、ぜひ実現をしていただきますようお願いをしておきます。

次に、教育施設や機器、環境の充実についてお伺いいたします。先日の同僚議員の質問にもありましたけれども、まず小中学校へのエアコンの設置についてです。5年の整備計画、同じような質問になって申しわけありませんが、少しでも短縮することはできないのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市内全小中学校への空調設備の設置につきましては、ただいま議員おっしゃられましたとおり、5年の年次計画を立てて、今年度より取り組んでおります。先日も答弁させていただきまして、現在、大規模改修工事の実施予定校であります若菜小学校及び大分小学校につきましては、設置時期を前倒し、大規模改修工事の時期に合わせてエアコンを設置することを検討しております。今後とも、少しでも設置工事期間が短縮できますよう、関係部課とも十分協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

短縮できない理由は申し述べられませんでしたけど、申しわけありませんがお答えしていただいているのですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

このエアコンの整備につきましては、多額の予算を要するために、中長期的な視点を持って投入する財政負担の平準化、及び今後の維持管理、更新に係るサイクルコストを慎重に検討した中で、年次計画を立ててまいりました。ですので、設計期間を含めると6年間となりますが、直接的な空調設備は30年度から34年度までの5年間で整備していく現在の計画となっております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今さら申し上げるべくもなく、近年の異常気象から子どもたちの教育環境、教職員の就業環境を改善すべく、ようやく飯塚市でもエアコンの設置に踏み切られました。そしてこの事業は、市長選挙の中でも大いに注目された項目の一つではなかろうかと思っております。各学校間、各地域間の平等性を担保するためにも、25の学校を整備するのに、幾ら何でも5年は長過ぎるんじゃないかと思うんですよ。先日の同僚議員の質問に対して飯塚市としても、エアコンは計画段階からできるだけ早く設置したいと考えているという旨の答弁をされた記憶をしておりますが、これは間違いはないですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

繰り返しの答弁になって恐縮ですが、今後は少しでも設計工事期間の短縮に努めまして、早期の設置に努めていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それができない理由、先ほど重複して申しわけなかったんですが、ご答弁いただいたんですけど財政的な問題ですよ。ポイントは幾つかあると思うんですが、最初にお聞きします。整備には多額の費用を要すると表現をされましたが、エアコンの設置費用は全体で幾らでしたっけ。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

エアコンの設置費用は、現時点の試算では15億3800万円ほどの予算を計上しております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

市政は市民のために行うものであります。何年も前から書面で要望が出ているこのエアコン設置事業、さきの小学生議会でも切なる要請がありました。エアコン設置で危険な教育環境から解放される児童生徒、そして快適な就業環境を享受できる教職員の人数、それぞれ何人になるか把握されていますか。少し考えても数千人単位になるということは間違いのないわけなんですよ。そもそも子どもたちや、教職員の方々の健康状態を危惧しての事業ですから、このような表現は好ましくはないと思いますけれども、コストパフォーマンスから考えれば、非常に高い事業だというふうに私は思っているんです。

設置費用つまりイニシャルコストが15億円と少しかかるので、平準化させるということですよ。教育費は特別会計ではありませんので、財源自体が確保できないのではなくて、あくまでも財政の平準化と言われるのであれば、今後、市が予定していく事業の中で、より予算額の大きい事業を押しなべていくほうが理にかなっていると思いますし、より平準化の効果が上がるのは必然だと私は考えていますので、この点をご指摘を申し上げておきます。

次にサイクルコストの平準化ですが、これは私もそうだというふうに理解をしております。もしかすると、こちらのほうが将来的に厄介だというふうに考えられているのかもしれませんが、これは学校ごとに、入れかえをする年度をずらせば解決していく問題なんですよ。学校が建っている場所によって自然環境は異なります。当然、エアコンの使用状況にもおのずと違いが出てくるんです。一定時期に機器の傷み具合の点検などを行って、入れかえ年度を統一化するのでなく、計画的に行えば、将来的には年に1、2校の整備とすることも十分可能だと思いますが、この方法をどう思われますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

確かに今後の入れかえの時期につきましては、おっしゃるとおり利用の状況も学校でそれぞれまちまちになってこようと思いますので、今おっしゃられたようなご意見を参考にしながら、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ですから、イニシャルコストの問題が例えば、単年度で整備したとしても、入れかえ時期を2サイクル、3サイクルで考えていくと、十分にサイクルコストの平準化も可能だというふうに思いますし、実現できます。また、先日、同僚議員から提案のあったPFI方式もこの間に研究されたらよろしいのではないのかというふうに思っております。そして、どうしてもこの短期間で整備していただきたい大きな理由がもう一つあるんです。それは学習指導要領の改定です。その実施時期、いつになるか教えてください。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学習指導要領の改訂は、小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度からの完全実施となってまいります。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その改訂によって必要な授業時間数はどのようになりますか。ふえるんですよね。従来の夏休みの期間を活用しなければならない可能性はありますか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

授業時間数としてはふえてまいりますので、そういった可能性もあるものと考えます。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

近隣他市でも夏休み期間を活用しようとする動きは多々ありますよね。おそらく、本市においても、夏休み期間を活用しなければならない状態になるというふうに思っておりますが、その際に、教室内の温度によっては授業を回避しなければならないという可能性も出てくるのではないかと思います。この点どうですか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

確かに非常に暑い室温の中で授業するのは、子どもさんの集中力も欠けるような場面もあるかと思っておりますので、そういった教室環境の工夫は必要になってこようと思っております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

たしか、教育委員会の中でも室温が何度以上になれば授業を回避しなければならないというふうなこともありましたよね。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学校の基準で申しますと、たしか28度以上になっていたかと記憶しております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

28度はちょっと違うと思っておりますけど、そういう基準があるんですよね。つまり、現在の

元号で申せば、平成32年の夏までにエアコンが設置されていない学校の子どもたちは、夏休みのレジャーや家庭の行事、詳細に立てられないわけです。この点について、教育委員会と市長部局は論議をなされた経緯があるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

ご指摘の内容について、議論をしたことはございません。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

となれば、2年でエアコン設置事業を完遂しないということになれば、飯塚市は不公平、不平等な可能性を、みずから生み出そうとしておられるんですよね。しかし、現時点から25校全てを次年度で整備してくださいと要望するのは、準備期間の不足や地場業者育成の観点からも少し難しいのかなというふうには思います。けれども、イニシャル、サイクルの両コスト財政面がクリアできて、新学習指導要領の施行による影響など教育環境の平等性もしんしゃくすれば、せめて30年度、31年度の2年間で設置すべきではないでしょうか。市長のご答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

空調設備の設置につきましては、質問者言われますように、小学生議会でも要望がっておりますし、それに対して教育長も進めていくという答弁もしております。2年間ということでは、今、教育委員会との協議はしておりませんが、できるだけ早い時期に設置していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五委員。

○20番（上野伸五）

切によくお願いを申し上げておきます。

次に、二瀬中学校、伊岐須小学校についてですが、これら2校は非常に近隣にあって、渡り廊下で結べば小中一貫校の観点から、より利便性が図れると思いたしますがいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

広島県などには実際に、小中学校を渡り廊下でつないだ学校はございまして、一定の教育効果を上げていることは存じております。この学校のように、小学校、中学校の間に渡り廊下を設置すると利便性が図られ、小中学校間の交流などが円滑に進むことが期待されると考えます。

お尋ねの二瀬中学校と伊岐須小学校の校舎間は150メートルほどございます。ご指摘のように渡り廊下でつなぐことは、かつて本市でも検討したこともあったように思いますが、民間のアパートなどが建っていることもありまして、困難であるとの判断に至りました。両校では、小中一貫9年間活動プランに基づいた、小中一貫の教育活動を地域と連携しながら行っております。今後も両校の距離が近いというメリットを生かし、児童生徒間の交流や校区の目標と取り組みの共有化を図りながら、小中一貫教育の充実を図っていきたくて考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五委員。

○20番（上野伸五）

広島の学校の渡り廊下は、恐らく100メートル以上あるのではないかというふうに思うんですよね。確かに、現実的には少しは難しいと思いますが、決して不可能なことではないと思うんですよ。道路の上には歩道橋のような形で設置するというようなことも考えられますので、一度ご検討されたということですが、ぜひ再度、検討をお願いをしておきたいと思えますし、教育効果があるというふうに認識されておられるんですから、ぜひよろしくお願いたします。この伊岐須小学校、二瀬中学校に限らず、各学校の現状を鑑みて、それぞれ特色を最大限に生かしながら、教育的効果につなげる。非常に大事な考え方だと思いますので、よろしくお願をしておきます。

次に、教育の情報化推進の今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。小中学校におけるICT機器についての導入目的やこれまでの整備はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成29年3月に公示されました新しい学習指導要領には、全ての学習の基盤として生まれ、活用される資質能力といたしまして、情報活用能力が明記されております。また、新しい学習指導要領に示された、主体的、対話的で深い学びの実現に向けても、ICTの特性、強みを効果的に活用することの必要性が示されております。この情報活用能力を育成し、各教科などにおきまして、効果的にICTを活用できるための不可欠な条件整備として、教員の資質能力の向上や機材の充実と並び、ICT環境整備の充実が必要だと考えてICT機器の導入を推進しております。機器の整備内容といたしましては、教育用として電子黒板や児童生徒用のタブレットパソコン、それから教員用のパソコンのタブレットのリプレースなどを順次整備しております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

現在までの整備の進捗状況、どのようになっているのかお知らせください。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

まず、児童生徒の教育用情報機器ですが、テレビ型の電子黒板を実証研究校に、4校ございますが、そちらのほうに対しまして、平成27年度には各1台の計4台。それから平成28年度は、合計35台を設置いたしております。さらに、実証研究校以外の学校につきましては、平成28年度に小学校で19台、中学校9台の合計28台、平成29年度には小学校25台、中学校29台の合計54台を整備しております。タブレットパソコンにつきましては、実証研究校に、平成27年度に合計96台、平成28年度には合計68台を整備いたしました。また今年度は、小中一貫校2校に対しまして、パソコン教室に従来の固定型のパソコンにかえまして、タブレットパソコンを合計で120台ほど整備していく予定にしております。

それから、教職員が使用します公務用の情報機器につきましては、ノートパソコンのリプレース時期にあわせまして、タブレットパソコンへと順次入れかえることとしております。今年度、平成29年度には小学校で100台、中学校で56台の合計156台を整備いたすこととしております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今後のICT導入計画やその効果について教えてください。

○議長（藤浦誠一）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

児童生徒が効率的、効果的に学習内容の理解が進むように、電子黒板の導入を進めております。電子黒板につきましては、平成33年度までに、小中学校の特別支援学級を含む全学級に導入していくことを計画しております。また、児童生徒用パソコンにつきましては、全小中学校へのパソコン教室のリプレース時期に合わせて、タブレットパソコンへ順次入れかえることとしております。ICT機器の導入によりまして、オンライン英会話の実践や、デジタル教科書を活用した新たな学習スタイルを確立し、児童生徒がグローバルな視野を持ち、論理的に考え、表現し、ICTをツールとして、主体的、対話的で深い学びを通して問題解決ができるようにしていきたいと考えております。スケジュール的には、文部科学省が教育の情報化加速化プランに示している、2020年代に向けた教育の情報化に対応できるように取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今ご答弁いただきました、この教育の情報化推進のためにも、また将来的には子どもたちや高齢者の見守りにもつながるであろう通信環境の全市的整備は必要なものだと思っております。以前私は、光ファイバーの整備を提案してきておりましたが、現在、通信インフラも多種多様となってきたようです。できるだけコストパフォーマンスがよい方法で、できるだけ早期の通信環境の整備にも尽力をしていただきますようお願いをしておきます。

最後に、改めてICT教育に対する飯塚市教育委員会の意気込みを、教育長、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

教育長。

○教育長（西 大輔）

ICT教育につきましては、日本の産業構造の変化に伴い、小学校学習指導要領におきましても、プログラミング学習という形で導入されてきております。飯塚市におきましては既に、九州工業大学等と連携いたしまして、その取り組みを進めているところでございますが、今後ますます情報教育につきましては、必要なものとなってきたと自分自身、認識しておりますので、学校のICT関係に関する環境整備につきましては、いろいろな情報をつかみながら、なるべく早い時期にそろえていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

よろしくお願いいたします。

最後に、職員駐車場の整備についてでございますが、先日、詳細な質疑が行われておりました。私はその中でも河川敷駐車場の使用に関係するさまざまな課題について、近々のうちに解決していただかなければならないと考えております。

先週の同僚議員、また私の6月議会での一般質問では自家用車で通勤している職員504名のうち、河川敷駐車場を利用している職員が160人とのことでした。先週のご答弁では、職員駐車場の確保については、県総合庁舎の裏にある農政局跡地について、福岡財務支局から国有地の処分の相手方として認められており、70台程度の確保のため、予算化に向けて内部協議中とのお話が出ておりましたが、河川敷駐車場を利用している職員さんは160人のところに、

70台程度の駐車場の整備は、90人分足りないのではないかと思いますので、この点いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この職員駐車場の確保につきましては、新庁舎建設基本計画にある60台から70台程度の職員駐車場は最低でも確保する必要があると考えておりますし、職員の福利厚生の方からも1台でも多く確保できればという気持ちは持っておりますということで、先日の一般質問でもご答弁をさせていただいたところでございます。

質問議員が申されておりますとおり、旧農政局跡地の土地につきましては、現在予算化に向けて内部協議を行っているところでございます。ここを整備したとしても、河川敷駐車場を利用している160人について、90人分足りないのではないかとということでございますけれども、この職員の自家用車出勤に伴う実態調査が十分にされていないということも、先日、ご指摘もいただいたところでございます。そのため、この職員の自家用車通勤の理由、それから駐車場の場所、それから民間有料駐車場の料金、どれくらいの料金なら職員駐車場を利用するのか、また大雨の際の対応の状況なども含めた詳細な実態調査を行いたいということで考えているところでございますので、この結果等も考慮しながら、本市の職員駐車場の整備台数については早急に検討を行いたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ご答弁いただきましたように、早急に検討して解決をしていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

「議案第69号」から「議案第105号」までの37件を一括議題といたします。議題中、「議案第69号」から「議案第99号」までの31件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第100号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「議案第100号 財産の無償貸付け（療育関連通所施設敷）」について、お尋ねをします。まず一点目は、療育施設を管理している株式会社療育振興プロジェクトの概要をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

株式会社療育振興プロジェクトは、平成22年5月11日に飯塚市柏の森748番地3を本

店所在地といたしまして、資本金6500万円で設立された会社法人でございます。事業目的は、不動産の管理、賃貸、売買でございます。川越 浩氏を代表取締役として、取締役3人、監査役1人の役員構成となっております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この施設でNPOピースが療育サービスをしているわけですが、利用状況はどうか、当事者や保護者から喜ばれているか、市の評価はどうか、お尋ねをします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

本市では、圏域の嘉麻市や桂川町とともに、施設設置当初からこれまでの間、生活相談センターフォスクに委託をいたしまして、障がい者支援を行ってまいりましたが、施設が設置されました平成23年4月から29年3月までの6年間に行った相談支援の延べ数は1483件、年間平均して247件程度でございます。障がい者や保護者のよるべき相談機関として機能しております。

特に発達障がいに係る支援につきましては、早期発見と早期対応が極めて重要であることから、障がいのある子どもや、障がいの可能性がある子どもの療育にとって、地域の身近な療育関連通所施設の設置運営が大変効果的、そして有益であると考えております。当該施設の開設前には、本市に療育関連通所施設はありませんでしたので、当該施設を地域の障がい児、障がい者支援のための中核的施設として位置づけ、療育に関する福祉サービスを身近で提供できる環境づくりに貢献することができたと評価をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

当時、療育が必要なお子さんを抱えているご家庭からは、筑豊、飯塚の地に県立の療育センターを設置してもらいたいという要望も随分強く上がっておったわけです。それが実現しない中で、このような取り組みをしてきたことは重要だったと思うし、そして、この間、今の答弁によれば、大きな不都合はなかったということだろうと思うんです。

ところで、この会社はネットなどによっても麻生グループと紹介されているわけですが、代表取締役のほか、2人の取締役がいます。代表取締役の紹介があった川越 浩さんのお名前は、福岡県知事登録貸金業者名簿に記載された西日本メディカルビルディング株式会社の代表取締役にもあります。2つの会社とも、柏の森748の3にある（株）麻生と同居しているわけであります。また、川越 浩さんのお名前は、福岡市早良区百道浜2丁目4の27、A Iビル8階にある日本ハートサポートネットワーク株式会社の代表取締役の名前にもあります。さらに、取締役の坂根 隆さんのお名前は、福岡県知事登録貸金業者名簿に登録され、（株）麻生と同居している、南日本メディカルビルディング株式会社の代表取締役の名前にもあります。さらに、もう1人の取締役、市有財産使用貸借契約締結時の前代表取締役で、現在取締役なんですけれども、池 賢二郎さんは、昨年、麻生飯塚病院の経営管理部長ということで、経済誌財界九州、昨年7月号にも登場されているわけであります。こうした事情についてはお聞きになったことがありますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

現在、株式会社療育振興プロジェクトの代表取締役である川越 浩氏や、前代表取締役で現

在取締役の池 賢二郎氏、そして、池 賢二郎氏が、現在、麻生飯塚病院の経営管理部長であるということについては存じておりましたけれど、その他どのような会社役員に就任されているかということについては特に聞いておりませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

本社所在地が（株）麻生と同一の事務所ということ。それから、今紹介しましたように、代表取締役ほか2名の取締役が、麻生グループの中核メンバーであることは明らかであります。株式会社療育振興プロジェクトとの、この間の話し合いの経過を伺います。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

療育関連通所施設につきましては、市有財産使用貸借契約書に基づきまして、契約の相手方でございます株式会社療育振興プロジェクトの川越 浩氏から、具体的には、平成28年2月3日に無償貸付期間の延長を願う旨の相談を受けて以来、協議を重ねてまいりました。その協議の中で、重ねて相手方から関係土地の購入が難しいというご相談がありまして、猶予してもらいたいとの要望が表明をされておりましたが、改めて本年9月14日付で市有財産使用貸借延長願が出されたものでございます。所管課では、相手方からの猶予願を検討するに当たり、会社の経営事情、嘉麻市や桂川町を含めた圏域の障がい者福祉行政に対する影響、こういったことなどを考慮いたしまして、やむなく、さらに5年間の無償貸し付けを行う方向としたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

経過は、もう少し詳しく委員会で審査されると思いますけれども、今、子どもの療育サービスに影響があるという判断をしたということなんですけれども、そこを少し話を聞かせてもらっていいですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

繰り返しになりますけれども、従前、飯塚市には療育に関係する施設はございませんでした。現在、療育関連の通所施設として設置しておりますミーティアスには、飯塚市、嘉麻市、桂川町が共同で委託をしておりますフォスクという生活相談の支援センターがございます。あわせて、この施設の中には、NPOピースが行う児童通所サービス事業、それから重症心身障がい児運動機能回復訓練ができる事業等、総合して療育の面で効果が期待できるという施設運営がなされておるわけです。こういった施設は筑豊地域にはございませんものですから、非常に身近な障がい児、障がい者の支援施設となっておるということでございます。こういった点が考慮した点でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その答弁であれば、今回の議案と子どものための療育サービスを継続すること、その水準を維持することと、何かかわりもないということになりますけれども、何か関係がありますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

療育関連通所施設のお話は今申し上げましたところですが、このたびの療育振興プロジェクト側からの申し出がその施設のいわゆる家賃収入で運営を行っておることから、非常に財政的に厳しいというようなことでもございました。事業の経営が施設からの賃貸料の収入だけになっておることから、総合的に勘案したものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

重ねて聞いて、その答弁であれば、子どもの療育サービスと今回の議案が関係がないということが答弁によって明らかになったというふうに思います。

それで、土地の買収を要求してきたわけですが、飯塚市としては、幾らで買ってもらいたいと、土地の金額を提示して話し合いをしたのかどうかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

市有財産使用貸借契約書には、時価で購入するというふうなことがございますが、話し合いの際に、あらかじめ対象となる土地の状況等を確認するとともに、おおよそどれくらいの価格になるのかは調査いたしましたけれど、具体的な金額の積算までには至っておりませんでしたので、明確な金額を申し上げることはできません。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

平成22年10月1日付の市有財産使用貸借契約書、第5条は、乙つまり株式会社教育振興プロジェクトは、貸付期間終了後、土地を時価で購入しなければならないというふうにしております。そうであれば、そのことにかかわる交渉をしているわけですから、購入してくださいという市の側が金額を提示しないというのは、おかしくありませんか。なぜ金額を提示しなかったんですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

金額の提示につきましては、具体的な提示につきましては後ほど、また議案として議会にお諮りすることになりますが、その協議の段階では具体的な数字には至っておりません。まずは土地を購入していただくというお話を進めたわけでもございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

貸付期間は来年3月の末で終了するわけでしょう。契約では、土地を購入しなければならないと、この麻生グループの会社も判子を打っているわけでしょう。そうすると、飯塚市が幾らですと言わなきゃ、向こうが幾らで買いますというふうに言うんですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

当然、市有財産使用貸借契約書につきましては、議員ご指摘のとおり、土地を時価で購入しなければならないということもございまして、その詳細、具体的な数値を示すということは、後ほどの数字を示すということは当然でございまして、その前段として猶予願というものが重

ねて出されましたものですから、そういったことについて話し合いを進めたという経緯でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この土地を入札するわけじゃないんでしょう。あなたは、契約に基づいて買わなければならなりませんよねと、買ってくださいと、買いなさいという契約履行を迫る話なんですよ。契約履行を迫っているのに、金額を計算もしてない。相手にすぐ言うかどうかは別ですよ。あなた方がこの土地は幾らで売ろうということも計算していないっていうのは、そういうことで対等な交渉ができるんですか。できると思いますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

先ほどもご答弁いたしましたけど、おおよそどれくらいの価格になるのかということは、こちらのほうで調査はいたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今、語尾が聞き取りにくかったんだけど、もう一度言ってもらえますか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

おおよそどれくらいの価格になるのかということについては、調査はいたしております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その額は、いつ、幾らと市内部では考えて、その額は幾らかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

平成28年度末には、鑑定評価というようなことで、その数値について、調査をいたしております。額については先ほどから申し上げておりますように明確な金額は、今ここに、手元資料ございませんものですから、おおよその金額というようなことでございますから、明確にお答えすることはできません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

金額については資料がないから答弁ができないということですか、それともしたくないということですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

具体的な数字には至らず、どれくらいの価格になるかということをおおよそ調査したということで先ほどから申し上げておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私が聞いたのは、資料がないから答弁ができないのか、答弁したくないのかと、どっちかと聞いたんですよ。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。副市長。

○副市長（梶原善充）

金額の件でございますが、今、担当課長申し上げますように、およその金額は出しておるということでございますが、その公表につきましては、今後いろいろ交渉事ですので、金額の公表は控えさせていただきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

副市長、冗談言ったらだめですよ。あなた方も上程してるじゃないですか。無償貸与を続けるという議案出してるんでしょう。何の交渉をするんですか。土地の値段を聞いてるじゃないですか。何の交渉事があるって、何の関係があるんですか、交渉事と。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

このたびの議案は、財産の無償貸付けについて、議決を求めるものでございまして、購入しないとか、購入がどうというふうなことを申し上げておるのではございません。あくまでも財産の無償貸し付けについて、猶予を願うというようなことの内容でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。同様の質疑、答弁が繰り返されておりますので、要望にさせていただくか、委員会の審査要望にさせていただくなど、まとめていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○7番（川上直喜）

貸与ですね。それで、先ほど私は、資料がないから答弁できないのか、したくないのかという質問したんですけど、答弁したくないという答弁だったと思います。これは、委員会で追求してもらいたいと思います。いずれにしても、土地の金額はおおよそのところはつかんであるのに、相手との交渉事の中では、その金額ももちろん言ってないということなんでしょう。契約書に今言ったようなことが書いてあり、双方判子を打っているのに、破る交渉を向こうが持ちかけきて、ちょっと待てという話をしているはずなのに、そのときに、大体これぐらいのお金が払えないのかというふうに言わないで、相手がお金がありませんといったような流れの中で、ああ、そうですかというのはおかしいでしょう。

それで、いずれにしても、この契約の第5条、相手方の申し出は、契約違反に当たるんじゃないんですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

繰り返しになりますが、本議案は、財産の無償貸し付けについて議決を求めるものですが、現行の使用貸借契約書に定めます貸付期間満了日までに、貸付期間の延長について双方合意の上で、変更契約の締結もしくは新たな契約の締結を行うということになれば、契約違反には当たらないと考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

契約違反です。相手が、第5条を無視して買わないと言ってきた瞬間に、契約違反行為じゃないですか。それに対して、あなた方がああそうですかということは、議会と市民に対して、執行部が二重に違反をしているということですよ。契約書に対する違反を共謀してやろうとしている。

そして、議会に対して平成22年にどういう説明をしましたか。そして、そのように市民にも説明してきたわけでしょう。麻生グループの会社が、申し入れたことがきっかけかもしれないけれども、あなた方は二重の違反行為を今、犯そうとしていると思うわけです。

それで市の側は、この麻生グループの会社のわがまを聞いたと思うんだが、この麻生グループのほうは、このわがまな要請をいつ、誰が、どこで決めたか聞いたと思います。お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

これまで、契約の相手方であります株式会社療育振興プロジェクトとは、契約期間終了後の件につきまして、協議をしてまいりましたが、代表取締役の川越 浩氏からの申し出があったものでございまして、相手方の意思決定の過程までは確認しておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その程度の交渉しかしてないのかっていうことになるわけです。この代表取締役及び2人の取締役は日常どこに座ってるんですか。どこに座ってどういう仕事してるんですか。

そのことは後で触れますけど、じゃあ、この麻生グループの会社のわがまを受け入れる今回の議案なんだけれども、この議案を提出するに当たって、市の側は、誰がどういう決断したのか。最高責任者は誰なのか、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

本議案の提出に当たりましては、まず株式会社療育振興プロジェクトから所管でございます社会・障がい者福祉課に対しまして、市有財産使用貸借延長願が出されました。その後、福祉部内で内容等の協議、検討の上、起案して市長の決定を得たものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

片峯市長が決断したということなんですね。

ところで、市有地を株式会社に無償で貸与するというのは極めて異例なんです。社会福祉法人とは違うわけです。有償貸し付けだとこの土地の場合、月幾らになるという計算ですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

このたびの意思決定に係る協議検討におきましては、貸付期間終了後には対象となる土地を購入することが前提となっておりますので、有償貸し付けでの詳しい検討には至っておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほど言ったように、市有財産の活用についてのルールの基本から言えば、株式会社に無償で貸し付けるとかないでしょう。それから言えば、あなた方は無償の継続ではなくって、あなた方としては有償貸し付けへの切りかえというの、向こうとの交渉のカードとしては考えたはず。考えてなきゃおかしい。そうすると、その家賃、土地代は月幾らになるか、考えてしかるべきと思うけど、考えたことがないんですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

繰り返しになりますけども、この契約は、土地を購入していただくということが前提となっておりますので、有償貸し付けでの詳しい検討には至っておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜委員。

○7番（川上直喜）

議案第102号で博愛会に、あの面積を提示されている金額で売却しようというわけですから、仮に、この議案第100号に係る土地を売ろうとすれば、1千万円足らずです。そうすると、通常20万円、0.5だから。20万円台が年間の家賃ですよ。土地代、そうでしょう。そうすると、12月で割ってみてください、20万円を。1万5千円ぐらいですよ。土地代、有償貸し付けとすれば。このお金を、この麻生グループの一員は、払うことができないんですか。あなた方は最初から月1万5千円ぐらいのお金を払えというカードも持たなかった。何の話し合いをしたんですか。本当に、有償貸し付けについて、この麻生グループの会社と、月1万5千円ぐらい、私の今の試算で言えばかからないようなものについて、交渉カードに出さなかったんですか。

○議長（藤浦誠一）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

繰り返しになりますけども、この契約については土地を購入していただくことが前提となっておりますので、どうかご理解のほどいただきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

契約で義務づけられた土地は買わない。幾らかどうかも聞かない。株式会社なのに、無償を継続しろという要求してくる。有償なら幾らかも考えない。こんな交渉が本当はあるわけないでしょう。博愛会との関係でも、土地の値段が1千万円程度というのは誰でもわかるじゃないですか。そして、地方公共団体のルールからいって、大体20万円ということもわかるでしょう、貸し付ける場合は。こういうことが、その話し合いの中で全然されてないとするば、違うところでされてるんじゃないですか。やはり、あなた方の話し合いはまともとは認められませ

ん。それで、片峯市長、相手は九州経済団体連合会の会長を出している麻生グループの一員ですよ。こういうやり方をやめて、麻生グループとして社会的責任を果たすように求める考えはありませんか。市長にお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

この施設につきましては、特に発達障がいに係る支援等につきまして、以前は北九州、福岡等に相談に通ってありましたけど、この筑豊に関連通所施設ということで設けて、そういうお子さん方を抱えてある保護者の方、それから年齢を問わず障がいを抱えている方には有益な施設と考えております。そういう施設がこの地域からなくなるおそれもあるということも鑑みまして、再度、5年間の無償貸し付けということでさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

副市長、子どもを人質に取ったように話してはだめですよ。何ですか。なくなる可能性がある。先ほど課長の答弁に、重ねて聞いたじゃないですか、どういう影響があるのかと。何の影響もないじゃないですか。副市長がなくなる可能性があるっていうんだったら、その可能性、説明してください。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

交渉の中で、先方が金銭的にも購入をすることができないというような申し出があっております。そういう中で、契約では、5年後に買っていただくというのが第5条でうたっておりますけれど、そのとおり買っていただければ、なくなる可能性があるんじゃないかということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

副市長、ちょっと確認しますけど、そのように、麻生グループのその会社が言ったんですか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

直接、私が交渉したわけではございませんけど、交渉の経過等を聞きながら、そういう可能性もあるんじゃないかということを私が推察しておるわけでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

あなたが勝手に推察したということなんだけれど、どうして推察できるんですか、そういうことが。何に基づいて推察したんですか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先ほども課長も答弁しましたように、家賃収入、賃貸収入というんですか、それしかないということで、そういうことになれば赤字経営になる。そういうことになると、当然、将来にわ

たって、ここが運営していただけるかどうかわかりませんので、そういうことから推察をしたということでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員、先ほどもお願いをいたしました、同様の質疑と答弁が繰り返されておりますので、委員会の審査要望していただくなど、まとめていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

では、今の副市長の答弁では、麻生グループは、子どもの療育サービスができなくなるかもしれないと言っているかどうか確認してない。自分が推察しただけだということですね。

市長、今回の事件はどう考えても契約違反です。契約第11条に基づいて、本来、本市としては、契約解除を通告して、市は直ちに価格を提示し、買収を要求するとともに、通告後の占有期間に応じた賠償を求めるべきだと思います。市長の明確な答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

そういう考えはございません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

いいですか。平成22年9月24日の厚生委員会に対して、当時、社会・障がい者福祉課長は、無償貸与の方向だった穎田病院の敷地とは、今回、分離する必要があるために、この分離する療育関連通所施設の建設用地は、できれば購入していただきたいということで協議を進めたと言ってるじゃないですか。医療法人じゃないんだから。株式会社の建物は、そこに立つんだから、その土地については購入してもらおうというのは、市有財産の管理のルールとして当然ですよ。ところが、幾つかの理由で、博愛会に対する無償貸し付けと同じ扱いになっていくわけですよ。報告されている理由は、もともと穎田病院の敷地の中だから、一体だからという、意味がわからないでしょう。分けたのに、もともと一体だからというのが理由になってるんですよ。それから、穎田病院敷地全体については、無償貸与期間終了後に売却することになってますと。さらに、お金がかかると言っているんですよ。博愛会が穎田病院建てかえを予定してるでしょう、約束だから。これはお金がかかると言っても、最初からその契約だから。自分も同意したことなんですよ、病院の建てかえを。でもお金がかかります。予定を超えたお金という点で言えば、この療育関連通所施設の建設ですよ。でも、もともと建てかえの中に、穎田病院の中に組み込んでつくろうとしていたのが当初計画でしょう。それが外に出ただけだから、特別な予定外のお金がかかったというふうには言うのは苦し過ぎますよ。でも、あなた方は認めたわけよ。これが7年前の麻生グループのわがままに対する飯塚市の屈服ですよ。

今回、議案は、7年前の契約に至る経過の中で、出てきたわがままに続いて、子どもの療育サービスを人質にした麻生グループのわがままな無償貸与期間延長要求に押し切られたもので、このような議案が、本定例会で通るようなことがあれば、私は公正な市政運営が大もとから崩されるとともに、飯塚市議会の監視機関としての立場そのものが市民から大きく問われることになるのではないかと思うわけです。

この際、片峯市長がみずから麻生グループの首脳部と話して契約を履行させる決意をもって今回議案は撤回すべきであります。市長のお考えを重ねてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

御存じのとおり、本施設につきましては、療育関連通所施設という北九州市、そして山を越えた久山町にこれまで行かなければ、障がいを持ったお子さんをお持ちの保護者の方は、遠方への通所をせざるを得なかったものを、筑豊で唯一の施設として開設していただいたものでございます。この開設時に、実は私、学校教育課長として、先ほど、質問者がおっしゃいました担当課と一生懸命に協議を重ねました。その件については質問者も当初、県立の施設を誘致できないか、それが難しい。でも、そういう施設が筑豊地区、そしてこの飯塚市に必要なということで、こちら側からの要請もあり開設となった経緯も承知しております。

今回、議案第102号のように、病院敷地については約束どおりの売却ということで話がつきましたので、現在、経営について非常に難しい本施設については、地域への公共性や福祉性を考えた上で、5年間の無償貸し付けという形をとらせていただいたものです。そのような諸々の思慮の結果ですので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員にお願いをいたします。もう市長も答弁されましたので、最終的にまとめていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長が言われた、子どものための療育サービスの重要性というのは当然です。しかし、今回の議案とは関係がない。副市長の頭の中で推察したことをオウム返しに市長が口にしてどうするんですか。私は、契約行為を相手と行った上、また議会にも説明し、市民に説明していただいております。貸付期間終了後は、直ちに相手方を買収させるために、本市としては、土地の価格を提起し、争うべきであったのに、それさえもしないということは、初めから無償貸与延長ありきということになるのではないかと。考えてみてください。6500万円の資本金ですよ。1千万円の土地が買えないわけがないでしょう。増資すれば幾らでもできることじゃないですか。いくら代表取締役、取締役が、ここで仕事してないわけでしょう。現実に麻生の仕事をしてるわけじゃないですか。家賃収入の処理だけをしている会社ですよ。6500万円の資本金ってすごいですよ。買い取れないはずがない。なぜ買い取らないかということ、あなた方が金額を言わないからですよ。私は重ねて議案の撤回を求めて、議案質疑を終わります。

○議長（藤浦誠一）

質疑を終結いたします。

「議案第101号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第102号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

相手方は、医療法人博愛会、飯塚病院グループですけれども、どういう相手なのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

相手方の医療法人博愛会につきましてはですが、京都郡みやこ町勝山箕田298番地を主たる事務所として、昭和50年7月26日に医療法人として成立いたしまして、病院、診療所、介護老人保健施設の経営を通じまして、介護、医療的管理下の介護及び必要な医療等を普及させることを目的といたしまして、現在、顛田病院を初め、京都病院、ももち東洋クリニック、介護老人保健施設博愛苑など、本市やみやこ町、荻田町など、県内市町村に点在する11施設の経営を行っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、博愛会の医師を初めとした医療スタッフ、介護にかかわるスタッフの皆さんが、地域住民のために奮闘されていること、頑張っておられることについては敬意を表したいと思います。しかし同時に、この間の経過についても詳しく聞かなければならないと思っています。

それで、療育振興プロジェクトと同時期に、この土地売却に関する交渉が行われておるように思いますけれども、経過を伺います。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

これまでの経過でございますが、先ほども答弁でもございましたように、颯田病院敷につきましては、平成20年4月1日から来年の3月31日までの間の無償貸与となっておりますが、貸付期間終了後は、関係土地を時価で購入しなければならないという契約になっておりましたので、相手方の医療法人博愛会と平成27年12月から土地売買についての協議をこれまでの間、断続的に重ねております。協議の当初でございますが、これは、先ほど委員が言われましたように、関係の社会・障がい者福祉課とともに協議を行っておりましたが、昨年、平成28年の12月の協議において、博愛会については無償貸与が終了した場合について、購入するというお話を受けて合意をいたしまして、現在の仮契約の締結に至ったものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

あなた方が社会・障がい者福祉課と一緒に同席して交渉したということであれば、相手方も博愛会と療育振興プロジェクト、両者が出てきた場面があったということになりますが、そういうことですか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

協議の中では、そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

博愛会側は誰が代表として、あなた方と交渉したんですか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

まず、京都病院の事務長及び颯田病院の事務長でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その時に療育振興プロジェクトの代表も一緒におった場面があるということだと思うけど、その方は誰ですか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

療育振興プロジェクト代表取締役の川越氏でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

博愛会から、療育振興プロジェクトと同様に、当初無償貸与期間延長の要請はありましたか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

協議の中では、無償で延長してくれないかというお話がございましたけれども、最終的には協議をしていく中で購入をするというようなところに合意しております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この後で聞こうと思ったんだけど、この無償貸与期間延長の要請というのは、博愛会は、契約事項に違反していることを承知の上で要請したんですかね。それとも、契約書を見ないで要請したんですかね。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

契約書の中身を理解された上でご相談といいますか、申し出があったと考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

わかりました。その理由は。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

失礼いたしました。協議の中で、これは毎回ということではございません。その中で、博愛会のほうから要望といたしまして、これまで、颯田病院を経営することによります飯塚市に対する貢献度があるのではないかと、そのような内容の要望をされております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それで、それを聞いて市としてはどういう対応をしていったんですか。どういう話をしたんですか、今のお話に対して。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

要望がございましたけれども、あくまでも、私どもとしては、購入をしてくださいというようなお話をさせていただいて、合意をしたと、購入をいたしますという内容になっております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜。

○7番（川上直喜）

飯塚市は何に基づいて土地を購入してくださいっていうふうに主張したわけですか。立脚する立場は何だったんですか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

それは、先ほどからも申しておりますけれども、契約書に基づいて無償貸与期間が終了するまでに、その時価で購入することという契約書の内容でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

博愛会も、麻生グループですよ。それから、療育振興プロジェクトも麻生グループですよ。2人そこにいる。こちらも対応する課がいる。そして、無償貸与期間延長の要請をした。これは、麻生グループの全体の意思に基づく行為ではないんですか。それは聞きましたか。

○議長（藤浦誠一）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（岩倉政之）

その分については確認をさせていただいておりません。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

聞けばいいじゃないですか、そのときに。何か不都合がありますか。もう明らかに自分で麻生グループの一員だと言ってるわけですから。それで、潁田病院のほうは、7年前、潁田病院のほうをこうするから、療育振興プロジェクトの関係もこうしようっていうのがあなた方の報告ですよ。潁田病院博愛会にあわせますっていうことで、無償貸与期間終了後は、売却しよう、買ってもらおうという言い方ですよ。ところが、今度は一緒に延長してくださいというふうに、だれの意味かわからない、あなた方が確認してないからわからんけども、言ってきた療育振興プロジェクトについては、はい、わかりましたっていうことなんでしょう。博愛会のほうは、私たちこれだけ飯塚市に貢献してきたんですからというふうに言っても、あなた方は認めない。何によって認めないかという、契約書があるからだっていうわけでしょう。普通、会社からは、あなた方は一方の会社に対しては、契約書5条の買い取り義務を主張しながら、一方ではいいですよと。こういう不公平な扱い方をすると、問題にならないですか。どう思いますか。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上議員にお願いをいたします。会議規則第51条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることでできなくなっております。もちろん、ある程度は許容範囲であります。質疑に当たっては、討論で述べるような意見は控えていただきたいというふうに思いますので、効率的な審議にご協力をお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今の質問に、市長が的確に答弁すれば済むんだけど、答弁できないですか、できないならもう次に行きますけど。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員、答弁を求めるなら、もう一度質疑をしてください。

○7番（川上直喜）

じゃあ、私が今から質問しますので、もう答弁できないならできないと答弁してください。

私が先ほど言った質問は、わかったでしょう。ある会社、博愛会に対しては、契約不履行を許してくださいと言われたけれども、だめですよと。ちゃんと契約どおり土地を購入してくださいというふうに言って、認めさせて、今回そのための議案を出してるわけですよ。ところが一方で、同じテーブルに着いていた別の会社に対しては、いいですよと、あなたが言うとおりに、契約不履行を私も同意しましょうと。こういうダブルスタンダード、不公平、こういうことで、市の運営は務まるかというふうに聞いているわけですよ。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

確かに、博愛会のほうからも、口頭によって延長してもらいたい旨の話があったことも担当部局からも聞きました。しかしながら、頰田病院の地域における医療体制の充実等への貢献もわかりますが、これへの優遇措置を認めるということは、他の病院等もございますので、ここだけ認めるわけにはいかないというように判断をいたしました。他方、先ほども答弁いたしました、療育関連通所施設を併設しております株式会社療育振興プロジェクト、そのほうにつきましては、ほかに代替のない施設でありますので、市としても、一定の配慮を今回、決断したものでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議案第100号に対する市長の答弁、それから、今の答弁を考えると麻生グループの2つの会社から契約違反行為と、こちらは言うてしかるべき要求が出されたのに対して、太刀打ちできずとか、するつもりもなく、せめて博愛会のほうは購入してくださいと。こちらはいいでしょうということにしか聞こえないですよ。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上議員にお願いいたします。答弁に対する個人の意見や見解は、質疑の範囲を超えておりますので、それらの発言は、討論でお願いいたします。

議題の範囲内で質疑をお願いいたします。答弁も出ておりますので。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それで、こういう市政運営を続けていいのかということ指摘して、質疑を終わります。

○議長（藤浦誠一）

質疑を終結いたします。

「議案第103号」から「議案第105号」までの3件については、いずれも質疑通告がありませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第69号」から「議案第84号」までの16件、及び「議案第86号」から「議案第105号」までの20件、以上36件については、お手元に配付いたしております、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

次に、「議案第85号」についてお諮りいたします。

本案については、経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議案第106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」から「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの13件を一括議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程になりました議案のうち、まず予算関連議案から別冊の補正予算書により提案理由の説明をいたします。

7ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

「議案第106号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、第1条で、既定の予算総額に4272万9千円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を634億5291万2千円とするものでございます。

39ページの「議案第107号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から97ページの「議案第112号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、435万5千円を増額いたしております。

続きまして、企業会計関連議案の提案理由を説明させていただきます。企業会計関連補正予算書の3ページをお願いいたします。

「議案第113号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」から、27ページの「議案第116号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」までの企業会計につきましては、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、4会計の人件費で416万7千円、それに伴う負担金等で21万4千円の追加をいたしております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。追加議案書をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。「議案第117号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして、職員の行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

13ページをお願いいたします。「議案第118号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることになり、公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われることとなりましたので、これを参考にして、本市教育職員の給料表、特殊勤務手当及び地域手当を改定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案13件は、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○議長（藤浦誠一）

お諮りいたします。明12月19日から12月21日までの3日間は、休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明12月19日から12月21日までの3日間は、休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたしま

す。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時05分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟

(欠席議員 1名)

15番	梶原健一
-----	------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

健幸・スポーツ課長 岩倉政之

副市長 梶原善充

社会・障がい者福祉課長 森部良

教育長 西大輔

企業管理者 石田慎二

総務部長 安永明人

行政経営部長 倉智敦

都市施設整備推進室長 高木宏之

市民協働部長 森口幹男

市民環境部長 中村雅彦

経済部長 諸藤幸充

都市建設部長 鬼丸力雄

教育部長 久原美保

企業局長 中村武敏

公営競技事業所長 山本康平

待機児童対策担当次長 山本雅之

都市建設部次長 今井一